

国民年金・国民健康保険 のお手続きをお忘れなく

4月は就職や退職に伴う異動
手続きが多い時期です。国民年
金や国民健康保険の手続きが必
要になる場合がありますので、
確認をお願いします。

国民年金からのお知らせ

日本に住む20歳以上60歳未満
の方は、国民年金に加入しなけ
ればなりません(厚生年金保険
や共済組合に加入している方を
除く)。会社などを退職したと
きは、国民年金への加入手続き
が必要です。また退職した方に
扶養されていた配偶者も手続き
が必要です。

※保険料の納付が困難な方は、
退職(失業)による特例の免
除制度をご利用ください。

▽持ち物 退職日が分かる書
類、マイナンバーカード(お
持ちでない方は運転免許証な
どの本人確認書類)、年金手
帳

※別世帯の方が届出をする場合
は、委任状が必要です。
※保険料免除を申請する方は、
雇用保険被保険者離職票か雇
用保険受給資格者証、公務員
の方は退職辞令(いずれもコ
ピー可)

▽申請・問合せ

- 保険年金課年金係
- 五日市出張所市民総合窓口係
(申請のみ)
- 青梅年金事務所 ☎042
8・30・3410

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の加入・脱退や
住所が変わったときなどは、届
出が必要です。変更の日から14
日以内に届出てください。

▽内容 別表のとおり

令和3年度の特別障害者 手当・障害児福祉手当の 手当額

- ▽手当(月額)
 - 特別障害者手当：2万7350円
 - 障害児福祉手当：1万4880円
- ※前年度と同額です。
- ▽問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

国民健康保険の届出が必要な場合	持ち物
● 職場の健康保険に加入したとき ● 被扶養者になったとき	● 国民健康保険証、職場の健康保険証、はんこ ● マイナンバーが分かるもの
● 職場の健康保険をやめたとき ● 被扶養者から外れたとき	● 職場の健康保険資格喪失証明書、はんこ ● マイナンバーが分かるもの ● 本人確認ができる書類(運転免許証など)
● 他の市町村に転出するとき ● 市内転居するとき	● 国民健康保険証、はんこ ● マイナンバーが分かるもの ● 本人確認ができる書類(運転免許証など)

▽その他 職場の健康保険に加入したとき、健康保険の被扶養者になったときの届出は、郵送でも手続きできます。市の国民健康保険証(原本)、職場の健康保険証(写)、異動届を同封し郵送してください。異動届は市ホームページからダウンロードするか、国民健康保険係へ請求してください。

▽請求・問合せ 保険年金課国民健康保険係

令和3年度の特別児童 扶養手当・児童扶養手 当の手当額

令和3年度の特別児童扶養手
当(20歳未満の心身に障がいの
ある児童を養育している方が対

表1 特別児童扶養手当額(月額)

区分	令和3年度
特別児童扶養手当1級	52,500円
特別児童扶養手当2級	34,970円

表2 児童扶養手当額(月額)

区分	令和3年度
全部支給	43,160円
一部支給	43,150円~10,180円
第2子加算	全部支給 10,190円
	一部支給 10,180円~5,100円
第3子以降加算	全部支給 6,110円
	一部支給 6,100円~3,060円

象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母や父などが対象)の手当額は、表1・表2のとおりです(前年度と同額です。手当額の改定はありません)。

▽問合せ 子ども政策課子ども政策係

令和3年度の土地・家 屋価格等縦覧帳簿の縦 覧と固定資産課税台帳 の閲覧

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産がある方に課税されます。課税の内容について他の固定資産と比較できる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と課税の内容を確認できる固定資産課税台帳の閲覧ができます。

▽日時 4月1日(木)~5月31日(月) 午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

▽場所 課税課
縦覧できる方 市内にある土地・家屋の固定資産税の納税者と家族など代理権がある方

▽閲覧できる方 納税義務者、代理人、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利がある方

る一定の方
▽必要書類 マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができるもの(代理人は委任状)が必要です。
※借地借家人の方は、本人確認のために契約書かその写し、地代や家賃の領収書など

固定資産税課税明細書の 発送

固定資産税(土地・家屋)の課税内容を確認できる課税明細書(非課税物件と免税点未達を除く)は、5月に発送する納税通知書と組み合わせるものを送付します(自己所有の固定資産の課税内容を確認してください。課税明細書は確定申告などに利用できます)。

※所有する固定資産と課税明細書の内容が異なる場合は、連絡してください。
▽問合せ 課税課土地資産税係、家屋資産税係

宝くじ助成事業で森ノ下会館 の建設と備品を整備しました



(二財)自治総合センターのコミュニティ助成事業による宝くじの助成金を受け、森ノ下自治会が、老朽化した会館の建設と備品を整備しました。コミュニティ助成事業は、コミュニティ活動の促進と健全な発展を図るとともに、宝くじの社会貢献広報を目的としています。

▽問合せ 地域防災課地域振興係(直通558・1394)

令和3年春の全国交通安全運動 4月6日~15日 〜世界一の交通安全都市TOKYOを目指そう〜

4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。「思いやりの輪をみんなで広げて交通事故をゼロに!」

春の全国交通安全運動期間中、交通ルールをよく守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけます。一人ひとりが交通安全意識を高めて、交通事故防止に努めましょう。

重点項目

- 重点1:子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 重点2:自転車の安全利用の推進
- 重点3:歩行者などの保護を始めとする安全意識の向上

の周知徹底

- 自転車利用者自身の安全確保
- 自転車保険などの加入の促進
- 重点3:歩行者などの保護を始めとする安全意識の向上
- 運転者の交通ルール遵守の徹底など
- 高齢運転者の交通事故防止
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 飲酒運転などの防止
- 妨害運転(あおり運転)の防止
- 重点4:二輪車の交通事故防止

※市内で重大・死亡事故が増加

イベント中止

春の全国交通安全運動に伴う五日市・福生両警察署管内の交通安全フェスティバル、交通安全パレード、交通安全講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全て中止します。

▽問合せ 五日市警察署 ☎595・0110、福生警察署 ☎551・0110、五日市交通安全協会 ☎596・1882、福生交通安全協会 ☎552・0677、地域防災課交通防犯係

(以下は広告枠です)

**振袖&フォト
着物専門店**
地元で25年の実績!
洗練された技術でトータルサポート
ベベノジマ
あきる野市引田432
☎0120-65-0082

**OKUNO EYE CLINIC
おくの眼科
OKUNO EYE CLINIC**
〒197-0804 東京都あきる野市秋川4-2-5
TEL.042-532-7707

診療時間 ※日曜・祝日は休診日となります。
月 火 水 木 金 土
9:00-12:30 ○ ○ ○ ○ ○ ○
15:00-18:00 ○ ○ ○ - ○ -
医師紹介 院長 奥野 孟 医学博士 眼科専門医
※送迎サービスあり
※コンタクトレンズ・日帰り白内障手術